

保険と共済の「境界」について

江 澤 雅 彦

■アブストラクト

本稿のテーマは、保険と、その類似制度としての共済事業—とりわけ大規模生協共済—との「境界」である。後者は、近年の法律改正等の環境変化により、保険会社にとっての「外部者」から「競合相手」に変化した。こうした新たな段階に達した共済事業は、保険会社に対してそのアイデンティティーを発揮するために、①組合員への契約推進の枠を超えた共済・保険に関する幅広い学習機会の提供、②共済契約者からの意見反映を通じた「間接的自治の実現確保」に努める必要がある。

■キーワード

大規模生協共済、共済のアイデンティティー、生協法改正

I. はじめに

以下に示した表は、各種協同組合法（消費生活協同組合法、農業協同組合法）にもとづき共済事業を実施している協同組合の共済4団体と民間生保最大手の日本生命とをいくつかの業績指標について比較したものである。4団体のうち、全共連（全国共済農業協同組合連合会）、全労済（全国労働者共済生活協同組合連合会）、全国生協連（全国生活協同組合連合会）は、生命共済に加え、火災・建物共済、自動車共済等も取り扱っており、また日生協（日本生活協同組合連合会）は、元受共済として住宅災害共済を扱う等、程

*平成20年10月25日の日本保険学会大会（獨協大学）報告による。

/平成20年2月2日原稿受領。

保険と共済の「境界」について

度の差はあれ、いずれもいわば「生損保兼営」の状態である等、比較する上で留意する必要がある。

2006年度（末）における4団体と日本生命の業績指標比較

（単位：万件、億円）

	全労済	全国生協連	日生協	全共連	日本生命
保有契約件数	3,595	1,647	592	4,293	1,560
共済金額・保有契約金額	6,573,000	1,888,026	56,578	3,535,866	3,333,522
受入共済掛金・保険料収入	5,898	4,154	734	46,652	48,543
支払共済金・支払保険金	3,092	2,013	282	34,963	38,311
総資産	27,624	3,385	874	441,096	518,419

（出典）『全労済ファクトブック2007年版』、
『全国生協連・県民共済グループの現状2006年度』
『co・op共済 事業のご報告 2007』
『日本生命の現状 2007』
『JA共済連の現状 2007』

（注）日本生命の保有契約件数は、個人保険、個人年金保険の合計。
日本生命の保有契約金額は、個人保険、個人年金保険（年金原資と責任準備金）、団体保険（保障額）、団体年金保険（責任準備金）の合計。
全共連の保有契約件数は、生命総合共済、建物更生共済、自動車共済、自賠責共済の合計。
全共連の共済金額は、長期共済、年金共済の合計。

本稿においては、「いま保険とは何かを考える」を共通論題として、保険と、その類似制度としての共済の「境界」について検討する。その際、共済の形態はいくつかの種類に分けることができるが¹⁾、本稿では、上表で掲げ

1) 押尾 [2007] によれば、共済の形態は、①先駆的共済の残存形態、②私企業化形体、企業内共済形態、③社会保険化形態、④協同組合保険形態、⑤自主共済形態（＝労働組合共済、非営利・協同自治組織による共済）の5つに分けら

た協同組合法にもとづく共済事業のうち、特に全労済、全国生協連、日生協といった「大規模生協共済」を取り上げ²⁾、またこれに対し、株式会社または相互会社による保険を会社保険と呼ぶこととする。

以下、第 2 章では、第 2 次大戦前後を通じた、協同組合による「保険」事業への参入要請とその頓挫、その後の「共済」事業の開始の過程を概観する。

第 3 章では、ここ数年の法律改正という環境変化の中での協同組合による共済事業＝協同組合保険と会社保険の「境界」の変化を考察する。すなわち保険市場が会社保険と協同組合保険によって構成され、後者はもはや前者にとって outsider (外部者) ではなく、competitor (競合相手) であることの確認である。

また第 4 章では、会社保険に対し competitor となった協同組合保険の側が、会社保険の側に対し、その特徴—自発的な協同組織による相互扶助制度—という自らのアイデンティティ—発揮、すなわち境界設定を行うためにはどのような運営努力を払うべきかを検討する。

II. 協同組合による「保険」事業への参入要請³⁾

(1) 第 2 次大戦前の動向

保険業法が制定された1900（明治33）年は、わが国最初の協同組合法である「産業組合法」が制定された年でもある。以降、同法にもとづいて各種の協同組合が各地に設立され、その数は、1904（明治37）年に1,232, 1914（大正3）年に11,160, 1923（大正12）年に14,259に達した。

このように協同組合が普及する中、1924（大正13）年4月に開催された「第20回全国産業組合大会」では、生命保険事業開始に関する議案が満場一

れている (p.8)。

2) 共済事業の根拠法となっている法律には、他に、農業災害補償法、水産業協同組合法、森林組合法、中小企業等協同組合法、地方自治法、国家公務員共済組合法等がある。

3) 以下は、高橋 [1968] pp.795-868, 安井 [1997] pp.272-277に多くを負っている。

保険と共済の「境界」について

致を以って採択され、その実施方法については、産業組合中央会が調査研究を行うこととした。中央会が策定した協同組合による保険事業の構想は、「疾病保険」、「傷害保険」、「廃疾及家族保険」、「火災保険」、「気象保険」、「家畜保険」等6種類の保険実施に関するものであった。その後約20年間、都合16回の全国産業組合大会において保険経営の決議が繰り返されたが、当時、保険業の所轄官庁であった商工省は、民営保険会社の新設を許可しない方針を堅持し、また保険業界の反対も強く⁴⁾、それが実を結ぶことはなかった⁵⁾。

(2) 第2次大戦後の動向

1946(昭和21)年設置された金融制度調査会は、第4部会を設け、損害保険および生命保険の各分科会によって討議し、株式会社および相互会社のほかに保険事業を営むことができる組織として協同組合をも認め、これを法制化することが決定され、1946(昭和21)年3月11日に政府に答申した。これに呼応して協同組合側も、協同組合保険研究会を設け、繰り返し業法改正の陳情を行った。

同研究会は、1947年8月金融制度調査会長および大蔵大臣に陳情書を提出したが、それに際しての基本的態度は、(a)協同組合組織による保険事業の正常健全な発達を図るため保険業法を速やかに改正すること、(b)保険組合は職域、あるいは小区域に限定せず、広区域の連合体も認めること、(c)保険組合の運営については協同組合の特質を減殺せず、これを発揮するようにすること、であった⁶⁾。しかしながら、結果としてこうした陳情が実現されることはなかった。

4) 高橋 [1968] p.806。

5) 保険事業運営の要望は繰り返され、ついに損害保険保会社2社(大東海上、大福海上)の買収に成功し、1942(昭和17)年2社を統合して、組合が経営権を得ることに成功したが、事業形態は株式会社(共栄火災、1946(昭和21)年、相互会社、さらに2003(平成15年)、再度、株式会社に変更)であった。

6) 高橋 [1968] p.814。

その後、議論の場は大蔵省保険業法改正委員会に移った。1947（昭和22）年11月および1949（昭和24）年3月、それぞれ、いわゆる「第1次改正委員会」および「第2次改正委員会」において保険業法改正のための要綱案がまとめられた。それらはともに、地域または職域にもとづく保険組合の設置を合法化しようとするものであった。ただし、第2次案は生命保険を除外するといった内容も有していた。

大蔵省は、1950（昭和25）年12月の第10通常国会に上述の第2次案を修正した改正法律案⁷⁾の提出を予定したが、協同組合関係団体の反対もあり、提案は見合わせられた。また同省は、『協同組合の保険事業に関する法律』を保険業法改正案とともに第15特別国会に提案することとし、1953（昭和28）年1月7日その要綱を関係各省に提示し折衝を開始した。その内容は、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、消費生活協同組合法下の協同組合またはその連合会に対して、保険業法の準用を求めるものであった⁸⁾。

これに対し上述諸団体は、1953（昭和28）年1月21日付けで反対声明を発し、同要綱は、「各種協同組合間の相違を無視して画一的に規制しようとしている」、「共済の本質と目的とを無視し営利保険と混同している」といった理由を掲げ、「かかる営利保険を擁護し共済事業を抑圧する反協同組合法的法律を別個に制定するが如き暴挙を排し、各協同組合法毎に監督規定の不備あるものについては、これを速やかに整備し各協同組合の実情に即した共済事業の発達を一層育成助長せられんことを要望するものである」とした。それ

7) 第2次案と異なる点は、保険組合の出資額を200万円以上とすること、組織は同一業種に限ること、再保険取引を認めること等があった（高橋 [1968] p.818）。

8) いくつか摘記すれば以下のとおりである。①保険会社と同様の基礎書類を要する、②責任準備金の積立て、財産利用、保険計理人等について保険業法を準用する、③報告徴収および調査、監督命令および基礎書類の変更命令、違法行為に対する処分、決算書類の提出等については保険業法を準用し、募集については募取法（当時）を準用する（高橋 [1968] p.820参照）。

保険と共済の「境界」について

まで業法改正による組合保険の認可を求めていた共済諸団体は、自由な運営を阻害するとして、これに反対する立場をとるようになった。

これに先んじて、1947（昭和22）年、従来の産業組合法に代わって農業協同組合法が制定され、同法10条1項8号により、組合が「農業上の災害又はその他の災害の共済に関する施設」を実施することが可能となった。これが今日の農協による共済事業の出発点と考えられる。さらに、農協は、共済事業の普及と再共済の機関として、1951（昭和26）年1月、全国共済農業協同組合連合会を設立した。

以上のとおり、協同組合は、自ら「保険」事業を実施する方向を模索していたが、各種協同組合やその他の共済事業が発生段階から普及段階に入っていたこともあり、全国規模で、「共済」という名称を冠しながらも事実上「保険」事業を営む道を歩みだした。この農協の共済につづいて、他の協同組合もそれぞれの組合法⁹⁾にもとづき、共済事業に着手した。

要するに、戦前・戦後を通じて協同組合は、自ら保険事業を営むことを可能とするため保険業法の改正を要請したが、実現には至らなかった。そしてその後は、各種協同組合の根拠法に共済事業の裏づけとなる規定が盛り込まれ、以降、共済という名で実質的な保険事業を営む途が開かれることとなった。

III. 法制度の変更による新たな状況

前述した経緯をたどり、制度共済は、少なくとも保険業法による規制の枠外で、今日まで周知のような普及・発展を遂げた。規模の拡大は、いわゆる「イコール・フットィング」論を呼び起こし、やがて制度共済をめぐる法規制の変更が実施された。以下、保険業法、保険法、協同組合法についてその動向を概観する。

9) 1950（昭和25）年12月水産業協同組合法100条の2、1949（昭和24）年6月中小企業等協同組合法70条、1948（昭和23）年7月消費生活協同組合法10条4。

(1) 保険業法

2006（平成18）年4月の保険業法改正により、保険業の定義が見直され、特定の者を相手方として保険の引き受けを行う事業についても保険業に含め原則として保険業法の適用下におくものの、保険業法第2条1項の中に「他の法律に特別の規定のあるもの」を挙げ、当面保険業法の適用から除外された。これによって各種協同組合による根拠法を有する制度共済は、保険業法上の保険業に含められると解されるものの、その適用を「当面」は、免れることとなった。すなわち、金融担当国務大臣（当時）から、改正保険業法施行後5年をメドに、制度共済等を含めた「共済事業全体の在り方」を検討する方向性が示された¹⁰⁾。

(2) 保険法（2008（平成20）年5月30日成立、同年6月6日公布）

新法は、商法から独立した単行法として制定され、その適用範囲は商行為として引き受けられる保険に限定されないこととなった¹¹⁾。また「保険契約」の定義（第2条第1号）においては、「共済契約」等の名称を問わないことが明確化された。

(3) 各種制度共済の根拠法規¹²⁾

一方、各種制度共済の根拠法規の改正も行われた。一例を挙げれば、消費生活協同組合法も約60年ぶりに改正され、2008（平成20）年4月1日、施行された¹³⁾。同法の改正内容のうち、特に契約者保護に関連すると考えられる主な規定を列挙すれば以下のとおりである。

1) 最低限保有すべき出資金額に関する規定（54条の2）

10) 押尾 [2007] p.6。

11) 大串淳子・日本生命保険生命保険研究会 [2008]：『解説保険法』弘文堂，pp.21-23。

12) 江澤 [2008] pp.98-104。

13) その他、農業協同組合法等の改正（2005（平成17）年4月1日施行）、中小企業等協同組合法等の改正（2007（平成19）年4月1日施行）等がある。

保険と共済の「境界」について

いわゆる「入口規制」である。共済金の支払能力を確保するため、最低限保有すべき出資金額を、一定規模以上の共済事業を行う生協では1億円以上、また共済事業を行う連合会は10億円以上と定めた。

2) 兼業禁止に関する規定 (10条3項)

共済事業を行っている生協が購買事業を兼業する例は多くみられるが、今改正において、規模が一定以上の共済事業を実施する消費生活協同組合および連合会等については、他の事業の兼業を禁止することとした。

3) 諸準備金の充実に関する規定 (51条の4 第1項, 第2項)

共済経営においては、健全性確保のため、出資金に加えて事業運営の結果生じる剰余のうちの一部を将来の共済金支払いのために積み立てている。今回の改正において、毎事業年度の剰余金に係る積立割合は10分の1以上から5分の1以上に引き上げられるとともに、積立限度は、出資総額の2分の1以上から出資総額以上に引き上げられ、財政力の強化、支払能力の確保が図られた。

4) 共済計理人の活用に関する規定 (50条の11)

今回の改正では、契約が長期にわたるもので、共済規約の設計において共済数理の知識および経験を必要とする場合や、契約者割戻しを行う場合には、共済計理人の選任を義務づけ、責任準備金の積立の妥当性や割戻しの公正性に関して意見書の提出を義務付けることとなった。

5) 支払余力比率の導入に関する規定 (50条の5)

共済事業の財務健全性を確保するため、一定規模以上の共済事業について支払余力比率を定め、同比率にもとづく経営の健全性確保のための改善計画の提出およびその実行命令などの行政庁による早期是正措置を導入することとした。

6) 透明性の確保と外部からの監視に関する規定 (31条の8, 53条の2)

新たに組合に加入し、契約を締結する組合員等に広く業務および財産に関する情報を提供するため、それらに関する説明書類について公衆縦覧を義務づけることとした。また、負債額が一定以上の共済事業を実施する組合また

は連合会については、外部の公認会計士または監査法人による監査を義務づけることとした。

7) 契約締結時における禁止行為に関する規定 (12条の2 第3項)

共済事業が適正に行われるには、組合員が生協の推進担当者から十分かつ適切な情報を得た上で、契約締結にいたる必要がある。それに資するため、従来は、厚生労働省の通知にもとづく行政指導という形で行われてきた共済の推進に際しての禁止行為について、保険業法第300条「保険契約の締結又は募集に関する禁止行為」¹⁴⁾を準用するという規定が設けられた。

8) 共済契約にかかわる契約条件の変更 (53条の4～53条の15)

今回の改正により、共済契約においても保険契約同様、契約条件の変更、具体的には、「経営破綻前の予定利率引き下げ等」が可能となった。

以上のような法改正が、同法の規制対象である生協共済に及ぼす影響として以下の点が考えられる。

第1に、兼業禁止、諸準備金の充実、共済計理人の活用、支払余力比率の導入等によって、確かに生協共済の財務体質が強化されることは予測できる。しかしながら、特に諸準備金の充実、支払余力比率による早期是正措置により、従来、その特徴として指摘されることの多かった「共済契約者への割戻金の高さ」¹⁵⁾が一部抑制される結果となろう。その点、組合員へ十分な説明

14) 本規定に関する詳細な議論は、江澤 [2004] 参照。

15) 以下、「割戻率」を団体・会社別に掲げる (いずれも2006年度末の数字)。

- ・全労済…割戻金総額505億円と火災共済の利用割戻金23億円を合計して529億円、受入共済掛金5,898億円で、割戻率9.0% (『全労済ファクトブック2007年版』p.10)。
- ・全国生協連…割戻準備金繰入額1,330億円、受入共済掛金4,154億円で、割戻率32.0% (『全国生協連・県民共済グループの現状2006年度』p.27, p.40)。
- ・CO・OP 共済…生命・住宅災害共済、こども共済の利用割戻金100億円と定期生命共済の割戻金41億円を合計して141億円、受入共済掛金734億円で、割戻率19.2% (『CO・OP 共済 事業のご報告 2007』p.9, p.43)。
- ・全共連…割戻準備金繰入額1,023億円、受入共済掛金4兆6,532億円で、割戻率2.2% (『JA 共済連の現状 2007』pp.75-76)。

保険と共済の「境界」について

を行い、理解を得て、生協共済からの脱退を防ぐ必要があろう。

第2に、契約締結時の契約者保護のために、保険業法第300条を準用して、「共済契約の締結又は共済の募集、すなわち推進に関する禁止行為」が法定された点を取り上げたい。かつての厚生労働省の通知にもとづく行政指導という形からさらに進んで、組合やその役職員などに対して、共済契約の締結等に関して共済契約者等に対して虚偽のことを述べることを禁止するなど、共済推進時の行為規制を設けるとともに、共済契約の締結の代理または媒介を行う者を法令上位置づけ、これらの者についても当該行為規制を適用することにより、共済事業の健全な運営を図ることとしている。

生協共済の推進は、組合員が自主的に参加している。たとえば全労済の場合、職場では、組合員の組織として、労働組合や事業所を「協力団体」として、労働組合員や従業員に全労済・共済の紹介や各種手続きを行い、地域では、全労済に「共感」した者を「地域推進員」として登録し、地域住民に対して全労済・共済の紹介や各種手続きを行っている¹⁶⁾。

また日生協をその中心的組織とするCO・OP共済の加入に際しては、主に商品を配達（共同購入や個別配達）する職員や店舗で働く職員が窓口となっている。組合員は、配達商品を受け取るときや、店舗に来店した際に、CO・OP共済について加入手続きや問合せをすることができる¹⁷⁾。

こうした組合員による自主的な推進については、生協の活動の特徴として維持される必要があろう。それと同時に、推進現場で共済募集人として働く職員等の意識改革、その裏付けとなる推進行為に関する教育体制の整備が強く要請される。

・日本生命…社員配当準備金2,397億円、保険料収入4兆8,543億円で割戻率4.9%（『日本生命の現状 2007』p.84, p.87）

16) 『全労済ファクトブック2007年版』p.36以下参照。

17) 『co・op共済 事業のご報告 2007』p.19以下参照。なお、2007年11月30日付生協共済研究会資料によれば、日本生協連の共済推進は、「共同購入・個配チャンネル」で、2004年度データで新規契約の約77%を占め、会員生協の店舗で来店した組合員に対する加入推進は、同じく22%である。

以上のような新生協法の規定を概観することにより、いずれにしても、保険業法と生協法が規制レベルの平仄を一定程度合わせることができたと評価できよう。

IV. 今後の会社保険と協同組合保険の境界について

—協同組合保険のアイデンティティ発揮の可能性—

社団法人日本共済協会『ファクトブック2007 日本の共済事業』において、共済事業は、「協同組合が保険のしくみを使って行う保障事業」と説明されており¹⁸⁾、会社保険も協同組合保険も、その事業内容が「保障の提供」であるという点では共通している。上述の法規制の変更からみても、協同組合保険は、もはや会社保険の outsider ではなく、competitor となっている¹⁹⁾。問題は、株式会社または相互会社が経営主体となる「会社保険」と、共済と呼ばれる「協同組合保険」の境界の存在の有無、あるいは、その位置づけである。

国際協同組合同盟 (ICA) 声明²⁰⁾によれば、「協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織」で、「組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する」(同第 2 原則)ものとされるが、一方で、それが大規模化するにつれ、加入者の結合は間接的となり、自治意識は希薄化してゆくという可能性も指摘される。また、制度共済によっては、その加入手続きにおいて、新聞等に折り込まれた加入申込書に署名し、同時に掛金の振替口座を指定して返送するといった仕組みがとられている。こうした手続きからみて、

18) 同書 p.4参照。

19) 「それぞれの保険機関が独自の存在理由を強調することは自由であるが、しかし、どれが本筋でどれがアウトサイダーか、という色分けはあり得ない。保険と共済は保障の観点からは対等である。」田村 [2008] p.166。

20) 「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明」(1995年)における協同組合原則とは、第 1 原則：自発的で開かれた組合員制、第 2 原則：組合員による民主的管理、第 3 原則：組合員の経済的参加、第 4 原則：自治と自律、第 5 原則：教育、研修、および広報 第 6 原則：協同組合員間の協同、第 7 原則：地域社会への関与、である (岡田 [2008] p.123)。

保険と共済の「境界」について

共済団体である協同組合に対し、契約者がロイヤルティをもちうるかという疑問も生じうる²¹⁾。

以下では、保障の提供という会社保険と共通の事業内容を有する制度共済が、なお組合員による相互扶助制度としてのアイデンティティを打ち出すとすれば、具体的には、どのような点に努めるべきか、主として全労済、全国生協連、日生協といった、いわゆる大規模生協共済を例に検討することとしたい。その際のポイントは、「組合員への契約推進の枠を超えた共済・保険に関する幅広い学習機会の提供」、と「共済契約者からの意見反映を通じた「間接的自治の実現確保」」の2つである。

(1) 共済組合員への契約推進の枠を超えた共済・保険に関する幅広い学習機会の提供

1) 意義

たとえば、消費生活協同組合法2条には、生協が備えるべき要件として、「組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること」が挙げられている。この目的を共済事業という分野で果そうとすれば、それを営む主体としての生協（あるいは連合会）は、単に契約推進のために共済に関する説明・情報提供を行うだけでなく、組合員の生活保障に関する「経済的改善向上」という視点の下、他の共済、あるいは保険商品に関する情報を幅広く提供し、あるいは、またそうした学習機会を積極的に設けるべきである。

筆者は別稿²²⁾において、保険募集行為は2重の構造になっているとの認識が重要であると主張した。すなわち、1つは「全社共通部分」で、保険へのニーズを喚起し、それを質的（保険種類）、量的（保険金額、保険料の大きさ）に明確にさせるプロセスである。これは特定会社の特定商品の購入に直接結びつくものではないが、それは募集行為の今1つの構成要素である、

21) 水島 [2006] p.125参照。

22) 江澤 [2004] p.20参照。

「自社商品販売促進部分」にとり不可欠な前提となっている。こうした区分を考慮するとき、非営利を原則とする協同組合であれば、この「全社共通部分」を契約推進の枠を超えてさらに積極的に推し進めることが期待される。

個別事例を挙げれば、CO・OP 共済のホームページに「共済事業のめざすもの」という 6 か条からなる方針表明があり、その 4 か条目に「私たちは、組合員が共済や保険について学びあえる機会をつくり、くらしに役立つ保障の選択ができる力を養います。」とある。こうした方針をより積極的に推し進めることが、共済事業を実施する生協の存在意義といえる。

2) 現状での取り組み

こうした取り組みの現状を以下に概観する。

第 1 が、全労済における「生活保障設計運動と生活保障プランナーの養成」である²³⁾。生活保障設計運動とは、組合員各人が自分のライフステージをあらためて認識し、自らに合致したライフプラン（保障計画や資金計画等の生活設計）を、組合員自ら立案できるよう、保険や共済といった保障分野にとどまらず、生活関連情報の提供や相談活動を通じて幅広くサポートする活動である。これは特に職域協力団体（労働組合や職域の共済会）において特に積極展開されている。すなわち、公的な FP 資格を有する全労済職員が、同団体の福利厚生担当者・労働組合執行部を対象に FP 単元に準拠してライフプランや関連知識に関する講座を開催し、「生活保障プランナー」として養成するものである（2007年 9 月末現在、修了者は全国で約 9,000 名）。この「生活保障プランナー」が、個別の組合員からの質問に対応する。

この全労済の取り組みには、さらなる量的拡大を求めると共に、いわゆる地域組合員にも浸透を要請したい。こくみん共済の取扱い開始以降四半世紀を経て、同団体において地域の組合員の重要性は、職域組合員と同様あるいはそれ以上に高まっていると考えられる。またこくみん共済が、不特定多数を対象に銀行窓口で加入を受け付けるという特徴からみて、共済事業の利点である共済加入者の共済団体に対するロイヤリティを大きく期待し得ないと

23) 『全労済ファクトブック2007年版』p.27以下参照。

保険と共済の「境界」について

の前述のような批判に鑑みても、そうした努力を払うべきであろう。

取り組みの第2の例は、CO・OP共済の「ライフプランニング活動」²⁴⁾である。これは、組合員がくらしの保障や「お金」について学ぶ活動とされている。中心的なテーマである「保障の見直し」では、組合員にとって真に必要な保障を自ら選択する力をつける手助けをしている。

日生協では、この活動の担い手として、組合員や職員を対象に「ライフプラン・アドバイザー（LPA）」を養成している。LPA養成セミナーの受講者は、日本生協連所定の講座でライフプランニングや保険、税金、金融等について総合的に学習し、修了後LPAとなる。2006年度末現在でLPAは1,841名で、全国の生協で活躍している。このLPAが、前述の組合員向けの「保障の見直し学習会」などの企画・運営および講師活動を行っている。この事例においても、少子・超高齢社会において、組合員のライフプランに関するナビゲーターとなるべく、その活動内容を質量ともにさらに充実させる必要がある。

以上、全労済は「生活保障プランナー」、日生協は、「ライフプラン・アドバイザー」といった独自の資格を設け、当該資格を保持する組合員が、他の組合員に生活保障全般、税金、金融等に関する啓蒙を行うという形をとっている。ここで1つ留意すべきことは、保障の見直しにおいて、組合員の既契約が他の保険会社のものである場合に、前述の保険業法第300条の1項4号の「不利益となるべき事実の不告知による乗換募集」あるいは同項6号の「誤解させるおそれのある商品比較情報の提供」といった事態を発生させないということである。

(2) 共済契約者からの意見反映を通じた「間接的自治」の実現

生協共済の契約者は、自らの意見が、頻繁かつ迅速に共済運営や共済契約の内容に反映されてはじめて、生協共済の「民主的運営」を実感すると考えられる。

24) 『co・op 共済事業のご報告2007』p.23以下参照。

そういう意味では、組合員の意見吸収・反映の仕組みの完成度が、そのまま「共済らしさ」の尺度になるといえる。

1) 全労済の場合

実際の取り組みとして、まず、全労済が2005年5月から実施している業務改善活動を同会のホームページからみても。「お客様の声」に対する改善実績は、以下のとおりである。

- ・2005年度における「お客様の声」17,174件に対し業務改善45件（0.26％）
- ・2006年度における「お客様の声」10,832件に対し業務改善47件（0.43％）
- ・2007年度（6～9月）における「お客様の声」3,020件に対し業務改善12件（0.40％）

要望数に対する業務改善実行数が、1％を割っているというこの実績から判断して、契約者からの意見に対する業務改善の態勢には、改善の余地が大きく残されているといわざるをえない。2006年4月に役員が委員を兼ねて「お客様満足の向上に向けた業務改善推進委員会」を設置し、2007年10月からは「全労済業務改善向上委員会」と改組したとのことであるが、こうした措置が実効性を伴うことを期待したい。

次に、連合会としての全労済を組織する各県共済生協の中で、一般組合員からの意見が吸い上げられる場と考えられるのが「地区集会」である。これは、総代会の審議事項（決算報告、活動方針）や共済制度の開発・改定等の重要な課題について説明・意見交換をもとに、総代会・理事会の審議事項への意見反映を行うものである（2007年開催回数・出席者数（全国）625回17,787名参加）。

2) 全国生協連の場合

各都道府県民共済においては、パンフレットを届けている普及員が、地域から直接受けてくる意見・要望や日常の電話対応における組合員からの声を集約し、それを連合会へ要望書として提出する。また、定期的に組合員集会

保険と共済の「境界」について

を開催し、直接、共済事業に対する意見・要望を聴取して連合会へ同じく要望書を提出する。

その他、連合会主導の取り組みとして、商品開発・制度改正の参考とするため、一定期間の新規契約者に対し、必要とする保障内容、保障額、共済金額についてアンケートを実施する。

3) CO・OP 共済の場合

第1が、組合員モニター制度である。全国で約400名のCO・OP共済モニターが登録している。商品開発を行う際は、組合員モニターにアンケートをとり、CO・OP共済に対する要望や意見、あるいは新商品案についての感想・意見等をモニターから集約している。

第2が、前述の「保障の見直し学習会」の利用である。そこに、商品開発担当者が出席し、CO・OP共済に関する要望や意見の聞き取りをおこなう。また、組合員から個別相談を受ける。

第3が、日生協が設置した「組合員の声推進室」である。ここでは、組合員からの苦情・相談を直接受け付け、それらを分析し、多発案件や重要案件は商品改定に活かしている。

4) 契約者からの意見反映による商品改善の例

全労済ホームページでは、全労済が契約者からの意見を反映させて商品を改善した例を見ることができる。すなわち、①電話以外での共済金請求を可能にするという要望に対しては、ホームページで対応可能としたり、②「落書き」等による車両損害担保の要望には担保範囲を拡大し、③こくみん共済の「キッズタイプ」の入院保障拡充の要望に対して、限度を365日に拡大し、④マイカー共済で自転車運転中の対人賠償を要望する意見に対し、マイカー共済に特約を設定することとした。

その他、CO・OP共済では、日頃から組合員と接している生協の職員を通じて組合員の声が寄せられ、こうした声を商品開発に生かしている。2006年9月には、「ジュニア18コース」に関して、複数の会員生協の職員（共済部局職員、共同購入および店舗の推進担当職員）合計274名から報告された告

知により謝絶の対象となっていた疾病（ぜんそく、中耳炎、斜視、扁桃炎等）について、それらを免責とした上で契約を引き受けるという、加入引受基準の緩和が実施された。

一般に共済契約は保険契約同様、附合契約性を有している。大量の契約を迅速に処理するために共済契約も定型化、標準化されたものとなっている。したがって、共済契約を締結する際、契約者は具体的な契約内容について共済者と自由に交渉する余地はほとんど残されておらず、契約者は共済者が一方的に作成した契約内容を総て受け入れるか、契約締結を断念するしかない。上述のように、商品の内容改善のために、契約者の要望のうち実行可能なものが、迅速に取り入れられる態勢がさらに整備されれば、附合契約性のもつ契約者側にとっての不利益を一部是正することが可能となる。

以上、大規模共済のアイデンティティー発揮のための運営努力として、共済・保険に関する学習機会の積極的提供、共済契約者からの意見反映を通じた「間接的自治」の実現²⁵⁾の観点から現状を概観した。特に後者については、全労済ホームページでの改善実施率等からみても今後さらに真剣に取り組む必要がある。

また、実際こうした取り組みは、民間保険会社でも行われている。たとえば日本生命では、全国の支社・営業部・ライフプラザ等で、来客時・電話対応時に寄せられる契約者からの意見・要望等の中から、改善すべき点についてとりまとめ、月に1度、支社等の会議で検討し、すぐに解決できる課題については、営業第一線で改善対応を行っている（「お客様の声」にもとづく改善提案活動）。また1975年以来、全国の契約者に事業活動を説明し、経営全般、商品・サービス等に関する意見・要望を聞く場を設けている（ニッセイ懇話会）²⁵⁾。この点、契約者・組合員からの意見・要望の吸い上げのスピード、その実効性について協同組合保険と会社保険の間で「競争関係」が生じているといえる。当面、こうした競争の中で相対的優位を目指すことにアイ

25) 『日本生命の現状2006』 p.9参照。

デンティティーを見出す道が考えられる。

このような状況下、大規模共済がそうしたアイデンティティーを打ち出そうとすれば、「共済保障の提供者」として「顧客」と相対するという構図は望ましいものではない。具体的にいえば、契約者等の意見・要望に「対応」あるいは「対処」という姿勢というよりは、むしろそれらを自ら呼び込んで、経営資源として利用し、契約者志向の経営のために資するという態度が望まれる。

V. むすびにかえて

前章で述べた協同組合保険のアイデンティティーに関連して、社会保険に見られる危険の程度を考慮しない一律掛金をもって、危険の程度の低い者から高い者への「扶養性」が実現され、それによって協同組合保険独特の互助や連帯といった価値基準が働いているとの考え方もある。一律掛金から生み出される内部補助をもって組合員間の相互扶助・助け合いの精神の現れとするものである。確かに、全国生協連は「運営方針」において、「一律掛金・一律保障」を謳い²⁶⁾、また日生協で7割強、全労済で6割弱の掛金収入が一律掛金となっている現状がある²⁷⁾。ただし、こうした共済団体が実施したアンケート調査²⁸⁾からは、契約者の主たる加入動機が「掛け金の割安さ」にあることが分かり、契約者との意思の乖離があることも否定できない。この点、共済団体の側から（見込）契約者に向けた、一層丁寧な趣旨の説明が求めら

26) 『全国生協連・県民共済グループの現状2006年度』p.4参照。

27) 宮地 [2008] pp.199-200, 中林 [2008] p.163参照。一律保険料は日生協の場合、生命共済、住宅災害共済、こども共済で、総共済掛金734億円の73.2% (『co・op共済 事業のご報告 2007』p.35)、全労済の場合、受入共済掛金うち一律掛金を取り出すと(カッコ内は構成比)、こくみん共済・国生移行共済(25.2%)、火災共済(10.2%)、自然災害共済(4.2%)、団体定期生命共済(15.0%)、交通災害共済(2.0%)で、合計56.6%になる(『全労済ファクトブック2007年版』pp.30-35, p.73参照)。

28) 2007年6月に行われた、全労済と全国生協連のアンケートでは、ともに、掛金の安さが、加入理由の首位となっている(宮地 [2008] p.194参照)。

れるところである²⁹⁾。

冒頭の表に示したとおり、保有契約件数では、全労済、全国生協連とも生保最大手の日本生命を超え、契約の普及・浸透という面では「大規模化」し、市場において見過ごせない存在になりつつある。それが、「保険・共済統一規制論」の1つの論拠になっていると思われる。

新たな法制度の下、これら共済団体は、あらためて、協同組合「保険」を運営する者であることが確認された。自らが、保険市場の outsider ではなく、独自の存在意義、アイデンティティを主張する competitor であるとの認識が重要である³⁰⁾。

共済団体においても、今後の時代に向け、自らのアイデンティティを「組合員参加と民主的運営」といった抽象的な表現で語れたとしても、その具体化ははまだ模索の時代³¹⁾にあると言わざるを得ない。前章で述べたアイ

29) また、今回の報告では取り上げなかった JA 共済が、基本的には個別保険料主義により運営されている実態をみると、同共済も含めた協同組合保険のアイデンティティを考える場合に、一律保険料による相互扶助の実践という考え方は採ることができない。

30) 田村祐一郎教授によれば、保険と共済を「何らかの上位概念で括るか、あるいは国民の生活保障の視点から公・私保険システムを含めて「生活保障システム」という呼称の下に整理する方が分かりやすい。」(田村 [2008] p.150)。

31) 1997年8月28・29両日に開催された全労済第69回通常総会において承認された「日本の共済協同組合の21世紀における協調・連帯構想」の中に「(略) 協同組合としてのアイデンティティを維持し、組合員参加と民主運営を確保しつつ、事業上の優位性と独自性をどう獲得するのか、それぞれの協同組合とも大きな模索の時代となっています。」とある(『全労済ファクトブック2007年版』p.103参照)。

また、日本生活共同組合連合会「「保険法の見直しに関する中間試案」に対する意見」(2007年9月)には、次のような記述がある。「保険と共済とは、制度の理念や歴史的な沿革をはじめ、監督法や組織法が異なっていることから、保険と同じ法律の下に適用対象とする場合には、まず保険と共済に関する「定義規定」を設定することが必要です。その点を曖昧にすることは、協同組合が行う共済の「相互扶助」としての特質と社会的役割を軽視したり、共済に対する消費者の理解を曖昧にしたりすることになる惧れがあります。」まさに、「定義設定」が、保険と共済の境界設定であって、協同組合保険のアイデンテ

デンティティー発揮のための方策は、その手がかりに過ぎないが、こうした努力を粛々と続けることが、今後においても大規模生協共済がさらに社会に根付く、一見迂遠に見えるが、最も確実性の高い道だと考える。

(筆者は早稲田大学商学学術院教授)

《主要参考文献》

- ・江澤雅彦 [2004]:「保険顧客への情報提供とその課題」『保険学雑誌』第587号, pp.3-22。
- ・江澤雅彦 [2008]:「大規模生協共済のアイデンティティー」『生協の共済 今, 問われていること』(生協共済研究会編著) コープ出版, pp.95-112。
- ・松崎 良 [2006]:「根拠法のない保障の問題点と法規制のあり方—保険と共済の棲み分けに力点を置いて—」『保険学雑誌』第592号, pp.3-18。
- ・宮地朋果 [2008]:「生協共済における環境変化と未来」『生協の共済 今, 問われていること』(生協共済研究会編著) コープ出版, pp.189-201。
- ・水島一也 [2006]:『現代保険経済 第8版』千倉書房。
- ・村田敏一 [2006]:「「根拠法のない共済」規制立法の現状と今後の課題—保険・保険業の定義と組織法的観点を中心に—」『保険学雑誌』第592号, pp.39-58。
- ・中林真理子 [2008]:「生協共済のコーポレートガバナンスに関する一考察—出資者・運営者・共済利用者としての組合員をめぐって—」『生協の共済 今, 問われていること』(生協共済研究会編著) コープ出版, pp.149-171。
- ・岡田 太 [2008]:「生協共済のビジネスモデル」『生協の共済 今, 問われていること』(生協共済研究会編著) コープ出版, pp.113-131。
- ・押尾直志 [2007]:「共済事業の今日的意義と法規制問題」『共済事業と日本社会—共済規制はなにをもたらすか—』(押尾直志監修, 共済研究会編), pp.3-14。
- ・押尾直志 [2008]:「保険契約法と共済について—保険法部会「中間試案」における保険契約法の「適用範囲」を中心に—」『保険学雑誌』第600号, pp.209-226。
- ・高橋新太郎 [1968]:「共済事業の歴史」『日本保険業史・総説編』保険研究所, pp.795-868。
- ・田村祐一郎 [2008]:「共済問題と保険政策」『保険制度の新潮流 水島一也博士喜寿記念』千倉書房, pp.149-166。
- ・安井信夫 [1997]:『人保険論』文真堂。

ィティーの確立のための作業といえる。